

# 郷ノ浦港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和 2 年 11 月

郷ノ浦港港湾管理者

長 崎 県







本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成5年 6月 第23回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成5年 8月 港湾審議会第146回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成20年 2月 第44回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成24年 1月 第45回長崎県地方港湾審議会

の議を経た郷ノ浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



# 目 次

変更理由	-----	1
1. フェリー埠頭及び旅客船埠頭計画	-----	2



## 変更理由

郷ノ浦地区において旅客の利便性、安全性の向上のため、フェリー埠頭及び旅客船埠頭計画を変更する。

## 1. フェリー埠頭及び旅客船埠頭計画

郷ノ浦地区において旅客の利便性、安全性の向上のため、以下の施設について計画を変更する。

### 郷ノ浦地区

小型栈橋 1基 [新規計画]

水深6m 岸壁1バース 延長153m [既設]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地) [既設]

既設

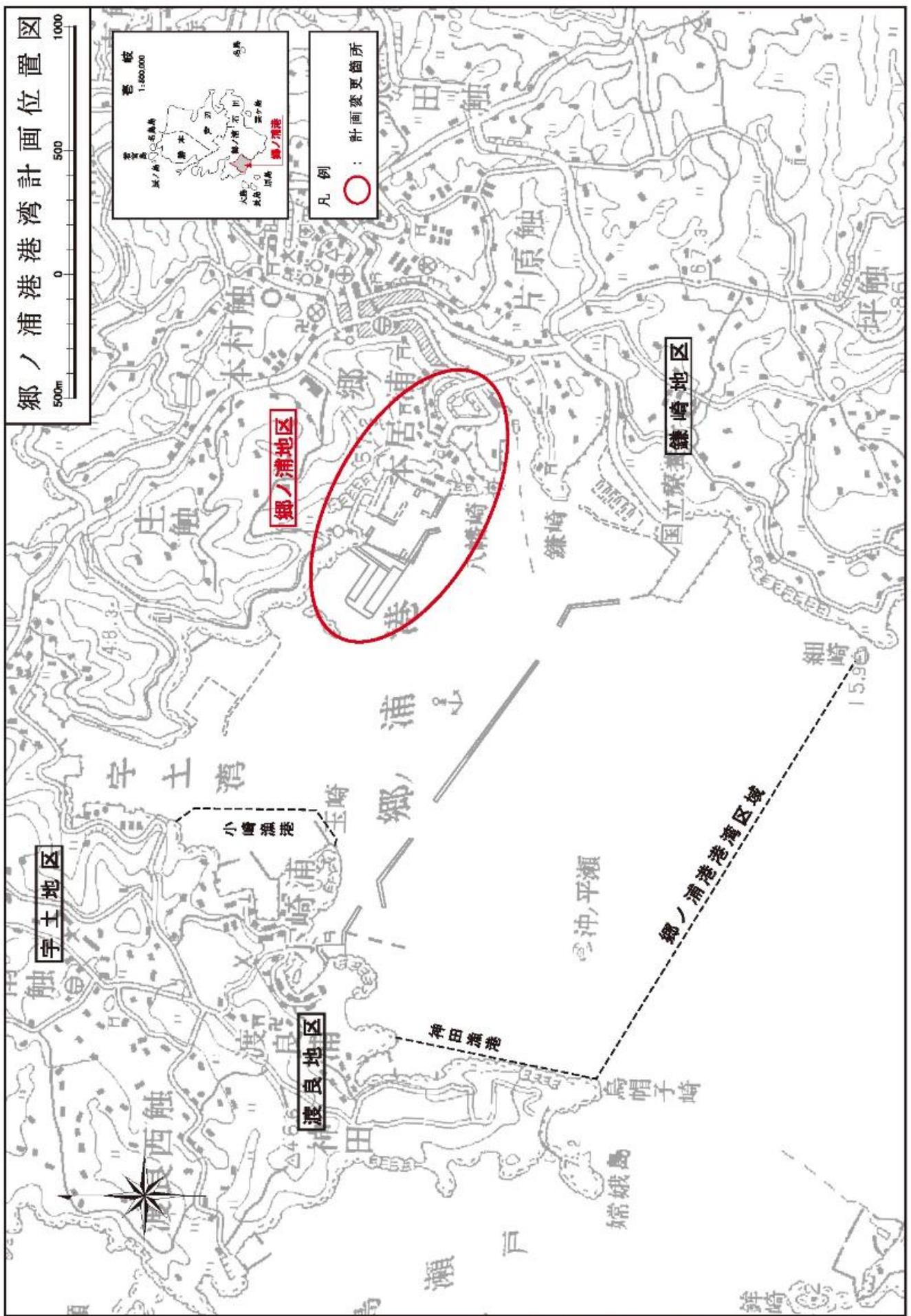
水深6m 岸壁1バース 延長153m

埠頭用地 1ha (旅客施設用地)

郷ノ浦港港湾計画位置図

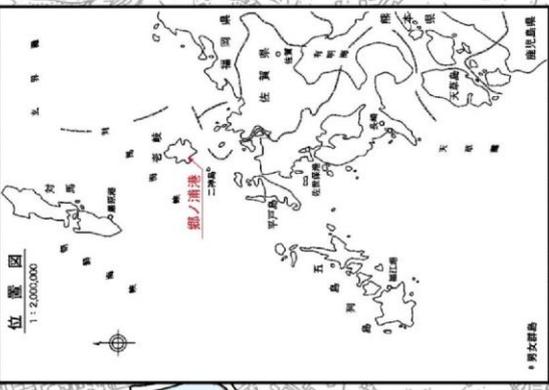
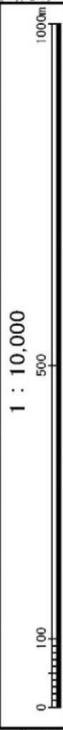


凡例  
 ○ : 計画変更箇所





# 郷ノ浦港湾計画図



凡例	例
	泊地 (既定計画)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既定計画)
	船揚場 (既定計画)
	小型棧橋 (今回計画)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑地 (既定計画)
	臨港道路 (既定計画)
	その他の道路 (既定計画)
	その他の用地 (既定計画)
	撤去 (既定計画)

